

## 1. データ公開の方針

NCR2018 を適用したデータ作成事例を別途公開したことに併せて、これら事例データを NCR2018 の RDF 語彙（エレメント、関連指示子、値語彙などの RDF データ。名前空間「<http://jla.or.jp/data/ncr2018/>」）を使用した RDF データとして公開する。

NCR2018 RDF 語彙を適用する方式は複数想定されるが、それらのうち現時点において一般的と目される方式を採用する。特に、事例データを RDF データ化するに当たって、2 種の URI すなわち実体インスタンス URI とデータ管理情報 URI を導入している。

なお、本事例データで採用した方式以外の異なる方式を排除するものではない。

また、別途公開しているデータ作成事例内において示している「値の記録の異なる選択肢」については、RDF データ化において含めていない。

注：名前空間接頭辞 ncr: は、<<http://jla.or.jp/data/ncr2018/>> を指す。

名前空間接頭辞 ncrvocab: は、<<http://jla.or.jp/vocab/ncr2018#>> を指す。

## 2. 実体インスタンス URI と適用するプロパティ

・著作、表現形、体現形、個別資料、個人・家族・団体の個々の実体インスタンス（個別の具体例）に対して、実世界オブジェクト（RWO）と捉え URI を付与する。

本事例データにおいては仮の URI を付与している。

例： ex:著作 1-1、ex:個人 1-1 など

・同一実体インスタンスが事例を超えて出現するときには、それらに対して同一 URI を付与する。

例： ex:著作 1-1、ex:著作 5-1、ex:表現形 5-1、ex:個人 1-1、ex:団体 5-1 などは、事例を超えて出現している。

・実体インスタンス間の関連は、実体インスタンスに付与した仮の URI を用いて指示してある。関連指示子を用いて関連を指示する場合も同様である。

例： ex:体現形 1-1 ncr:E200339 ex:表現形 1-1 . # 体現形から表現形への関連  
ex:著作 7-1 ncr:R400144 ex:著作 7-2 .

# 関連指示子「継続前（著作）」による関連づけ

・他方、事例データ内に該当する実体インスタンスの記述（当該実体インスタンス URI を主語リソースとするトリプル）が出現しない場合には、典拠形アクセス・ポイントや NCR2018 が定める「構造記述」等によって関連先をリテラルで示してある。

例： ex:著作 1-1 ncr:R400030 "Pride and prejudice (映画 : 1940)" .

# 典拠形アクセス・ポイントの使用例

ex:体現形 1-1 ncr:R400319 "新潮文庫. - 東京: 新潮社, 1914-".

## # 構造記述の使用例

- ・関連指示子や値語彙は登録されているものを適用したときにはそれらの URI を用いて記録する。

例： ex:著作 7-1 ncr:R400144 ex:著作 7-2 . # 関連指示子「継続前（著作）」の使用  
ex:体現形 1-1 ncr:E200074 ncr:T300001 . # 単巻資料

- ・関連指示子に未登録のものを採用したときには、空白ノードを導入し構造化したかたちで実体インスタンス間の関連を指示する。

例： ex:表現形 9-2 ncr:E200353 [ ncrvocab:designatorType "翻刻者";  
rdf:value ex:個人 9-2 ] .

- ・実体インスタンス URI を主語とするプロパティは、以降に示すデータ管理情報 URI を主語とするプロパティを除き、NCR2018 RDF 語彙において定義したすべてのプロパティとなる。

・[参考] 著作等・個人等の実体インスタンス URI を、URI における区別としての「非情報リソース (non-information resource)」に一律に位置づけてよいのかについては、別途の検討が必要である。特に個別資料は、場合によっては、「情報リソース (information resource)」(ネットワーク上のメッセージを通じてその主要な性質のすべてが伝達できるリソース) とすべき場合がありうる。

### 3. データ管理情報 URI と適用するプロパティ

- ・実体インスタンス URI (およびそれを主語リソースとする RDF トリプル) に関する管理情報に対して、「データ管理情報 URI」を付与する。

例： ex:著作データ管理情報 1-1、ex:個人データ管理情報 1-1 など

- ・データ管理情報 URI と実体インスタンス URI とは、プロパティ「ncrvocab:adminMetadataFor」によってリンクさせる。

データ管理情報 URI rdf:type ncrvocab:AdminMetadata ;  
ncrvocab:adminMetadataFor 実体インスタンス URI .

例： ex:著作データ管理情報 1-1 ncrvocab:adminMetadataFor ex:著作 1-1 .

プロパティ「ncrvocab:adminMetadataFor」の定義は以下の通りである。

```
ncrvocab:adminMetadataFor rdf:type rdf:Property ;  
rdfs:label "データ管理情報の対象";  
rdfs:domain ncrvocab:AdminMetadata ;  
rdfs:comment "データ管理情報の対象先リソース。";  
dcterms:modified "2022-02-04"^^dcterms:W3CDTF ;  
rdfs:isDefinedBy <http://jla.or.jp/vocab/ncr2018#> .
```

- ・RDF トリプル「データ管理情報 URI ncrvocab:adminMetadataFor 実体インスタンス URI .」

における目的語リソースを、「グラフ URI」とすることも可とする。グラフ URI は、実体インスタンス URI を主語リソースとする RDF トリプルデータ群に対して URI を付与したものとなる。  
データ管理情報 URI ncrvocab:adminMetadataFor グラフ URI .

・データ管理情報 URI を主語とするプロパティは、下記の通りである。

著作、表現形、個人・家族・団体に関するエレメント「確定状況」、「名称未判別標示」、「出典」、「データ作成者の注記」に対応するプロパティ

「確定状況」：ncr:200192, ncr:200221, ncr:200286, ncr:200302, ncr:200328

「名称未判別標示」：ncr:200287

「出典」：ncr:200193, ncr:200222, ncr:200288, ncr:200303, ncr:200329, ncr:200349, ncr:200368

「データ作成者の注記」：ncr:200194, ncr:200223, ncr:200289, ncr:200304, ncr:200330, ncr:200350, ncr:200369

例：ex:著作データ管理情報 1-1 rdf:type ncrvocab:AdminMetadata ;

ncrvocab:adminMetadataFor ex:著作 1-1 ;

ncr:E200192 "確立";

ncr:E200193 "著作の履歴は「こうまんとへんけん【高慢と偏見】」, デジタル大辞泉, JapanKnowledge (参照 2020-12-16)による." .

#### 4. その他

・実体インスタンス URI を主語リソースとする RDF トリプル群を記録したデータファイルの URI (それはそのまま URL でもある) を採用するときには、当該 URI は「データ管理情報 URI」と同じ位置づけになる。例えば、ex:著作 1-1 を主語リソースとする RDF トリプルデータを記録したファイル「ex:著作 1-1.rdf」や「ex:著作 1-1.ttl」などは、「グラフ URI」に相当し、「データ管理情報 URI」と同じ位置づけとなる。ただし、本事例データにおいては採用していない。

例：ex:著作 1-1.rdf ncr:E200192 "確立";

ncr:200193 "著作の履歴は「こうまんとへんけん【高慢と偏見】」, デジタル大辞泉, JapanKnowledge (参照 2020-12-16)による." .